

行財政改革・大都市制度調査特別委員会(R020424) 要求資料

No.	内容	備考	当局説明	担当課	要求会派
1	小規模多機能自治の内容とネットワーク会議加盟の地方自治体一覧表資料		要	市民協働・地域政策課	公明党
	① 小規模多機能自治とは				
	② 小規模多機能自治推進ネットワーク会議とは				
	③ 新潟市のコミュニティ協議会の内容				
	④ 雲南市の小規模多機能自治の事例内容				
2	本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について	・行財政改革推進特別委員会(H21.12.7)提出資料	不要	市民協働・地域政策課	自由民主党浜松
3	浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年3月30日 浜松市規則第33号)		不要	市民協働・地域政策課	自由民主党浜松

令和 2 年 4 月 24 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

行政区再編協議【行程 2】区のあり方について

◆配付資料◆

- 要求資料

- 1 小規模多機能自治の内容とネットワーク会議加盟の地方自治体一覧表資料
資料 1-①：小規模多機能自治とは
資料 1-②：小規模多機能自治推進ネットワーク会議とは
資料 1-③：新潟市のコミュニティ協議会の内容
資料 1-④：雲南市の小規模多機能自治の事例内容

1 小規模多機能自治組織とは

- ・人口減少や高齢化の進展が見込まれる中、地域住民が主体となって暮らしを支える様々な活動を行う地域運営組織の一つ。
- ・地域運営組織は総務省において「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出した活動を行っている組織」と定義している。
- ・地域運営組織は、住民自治組織、地域自主組織、小規模多機能自治組織など、地方公共団体によって名称が異なっている。
- ・小規模多機能自治の例として島根県雲南市がある。

2 小規模多機能自治推進ネットワーク会議とは

- ・「小規模多機能自治」を推進する地方公共団体などによるネットワーク。
- ・代表は島根県雲南市長。
- ・令和元年 11 月 1 日現在で 316 の地方公共団体等が加盟。
※団体の内訳：259 自治体うち政令指定都市 6 市（新潟市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、熊本市）、42 団体、15 個人

出典：

内閣府 地域の課題解決を目指す地域運営組織

ーその量的拡大と質的向上に向けてー 最終報告

平成 28 年 12 月 13 日 地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議

小規模多機能自治推進ネットワーク会議 会則

(名称)

第1条 本会は、小規模多機能自治推進ネットワーク会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、小規模多機能自治（自治会、町内会、区などの基礎的コミュニティの範囲より広範囲の概ね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行うことをいう。以下同じ。）の推進及び諸課題の解決に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換又は意見交換のための活動
- (2) 小規模多機能自治の調査研究及び実践を通じた施策の提言
- (3) その他小規模多機能自治の推進及び諸課題の解決に資する活動

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 自治体会員 本会の目的に賛同する地方公共団体
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同する団体（第1号を除く。）
- (3) 個人会員 本会の目的に賛同する個人

2 入会しようとするものは、書面により入会の意思表示をしなければならない。

3 会員は、本会の活動に参加し、総会に出席することができる。

4 本会の会費は無料とし、本会として必要経費が生じる場合は、役員会での協議を経て、代表がその扱いを定める。

5 会員は、書面による届出により退会することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名

2 役員は、総会において互選する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(代表及び副代表の職務)

第6条 代表は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 会務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局は、代表の属する地方公共団体に置く。

(総会)

第8条 本会は、毎年1回、総会を開催する。

2 代表が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会開催の請求があったときは、代表は、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会の活動内容に関する事項
- (2) 役員を選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他総会が必要と認めた事項

4 総会の議事は、代表が進行する。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

6 代表が他の役員と協議の上、総会に諮る事項がないと判断した時は、第10条に掲げる役員会をもって第1項の総会に代えることができる。

7 前項による場合は、予め会員にその旨を周知するとともに、役員会での協議結果を会員に周知しなければならない。

(定足数等)

第9条 総会は、自治体会員の会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員、又は表決を委任した会員は、総会に出席したものとみなす。
(役員会)

第10条 代表は、必要があると認めるときは、役員会を開催することができる。

2 役員会は、代表及び副代表で構成する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の活動内容に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他必要と認めた事項

(会則の改正)

第11条 この会則は、総会における出席者の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

(補則)

第12条 この会則に定めのない事項は、役員会での協議を経て、代表がこれを定める。

附 則

この会則は、平成27年2月17日から施行する。

小規模多機能自治推進ネットワーク会議 会員一覧

全国計 316

<内訳: 259自治体、42団体、15個人>

R1.1.1現在

48		14		58		56		41		8		18		27		39		7							
九州ブロック		四国ブロック		中国ブロック		近畿ブロック		東海ブロック		北陸ブロック		信越ブロック		関東ブロック		東北ブロック		北海道ブロック							
福岡県	大牟田市 筑後市 筑紫野市 宗像市 NPO法人 自助サポートセンター (一社)ちいきのカンパニー 嶋田 暁文	徳島県	徳島市 鳴門市	鳥取県	鳥取市 岩美町 大山町 南部町 日南町	滋賀県	大津市 長浜市 近江八幡市 草津市 甲賀市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 竜王町	岐阜県	関市 羽島市 恵那市 瑞穂市 養老町 (特非)せき・まちづくりNPOふうめらん (岐阜市)小森忠良	富山県	氷見市 南砺市	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	茨城県	龍ヶ崎市 取手市 行方市	青森県	平川市 中泊町 おいらせ町 三戸町 七和地区まちづくりネットワーク	北海道	旭川市 北見市 夕張市 士別市 二セコ町 下川町 (北海道科学大学)出口 寿久						
佐賀県	佐賀市 唐津市 小城市 嬉野市 白石町	香川県	高松市 丸亀市 さぬき市 三豊市	島根県 (全市町村)	松江市 浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 雲南市 奥出雲町 飯南町 川本町 美郷町 邑南町 吉賀町 津和野町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町	京都府	舞鶴市 長岡京市 京丹後市 与謝野町 有隣責任事業組合まちしごと総合研究所 (京都市職員)岡田博史	静岡県	静岡市 富士市 磐田市 掛川市 袋井市 裾野市 里山くらLLLABO 特定非営利活動法人NPOサポート・しみず 一般社団法人 マチテラス製作所 (徳田市職員)瀧田 悠也	石川県	七尾市 白山市 (金沢大学)藤屋 大八	福井県	福井市 小浜市 大野市	埼玉県	鶴ヶ島市	岩手県	花巻市 一関市 二戸市 奥州市 遠野市 雫石町 西和賀町 金ヶ崎町 住田町 (特非)点空社 合同会社地域計画 (岩手県いわて地域支援人材ファンド)村井研二	宮城県	白石市 登米市 栗原市 東松島市 丸森町 加美町 (一社)南地区復興連絡協議会 特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム						
長崎県	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 平戸市 対馬市 壱岐市 五島市 西海市 雲山市	高知県	高知市 南国市 須崎市 NPO法人 人と地域の研究所	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	大阪府	大阪市 豊中市 茨木市 八尾市 富田林市 大東市 池田市 門真市 特定非営利活動法人 SEIN	愛知県	半田市 豊田市 新城市 大府市 高浜市 岩倉市 北名古屋 大口町 東浦町 設楽町 豊根村 公共善の仕事合同会社 ㈱ビー・エス・サポート 特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・リタ	長野県	長野市 上田市 茅野市 東御市 高森町 小諸市 土屋政紀	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫		
熊本県	熊本市 八代市 荒尾市	徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
大分県	日田市 佐伯市 竹田市 杵築市 宇佐市	徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
宮崎県	宮崎市 都城市 小林市 日向市 西都市 日之影町	徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
鹿児島県	鹿屋市 垂水市 薩摩川内市 日置市 曾於市 いちき串木野市 志布志市 南九州市 錦江町 錦江町 まち・ひと・MIRAI創生協議会	徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
沖縄県	宜野湾市 (特非)まちなか研究所わくわく	徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
		徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
		徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫
		徳島県	今治市 宇和島市 西予市 新居浜市	岡山県	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 瀬戸内市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 美咲町 特定非営利活動法人みんなの集落研究所	兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 伊丹市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 上郡町 佐用町 市民自治を考える会 一般財団法人 明石コミュニケーション協議会 NPO法人みやっこサポート	三重県	伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市 東員町 明和町 三重県地方自治研究センター	新潟県	新潟市 三条市 十日町市 村上市 糸魚川市 魚沼市 阿賀町 関川村	千葉県	館山市 白井市 香取市	東京都	調布市 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 ランドブレイン(株) (総務省職員)大瀬 洋 (東京大学)小泉 秀樹 (特非)調布市地域情報化コンソーシアム 全国公民館市町村長連盟 公益財団法人さわやか福祉財団	神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 公益財団法人かながわ国際交流財団 (特)NPO支援全国地域活性化協議会(ありがたのネットワーク) (株)カントリー・ラボ	山梨県	都留市	秋田県	横手市 男鹿市 湯沢市 美郷町 (特)秋田県南NPOセンター	山形県	鶴岡市 川西町	福島県	喜多方市議 相馬市 石川町 (白河市)荒井 壽夫



地域コミュニティ協議会

最終更新日：2016年7月25日

いいね! [Tweet](#)

地域コミュニティ協議会とは？



地域コミュニティ協議会のパンフレット

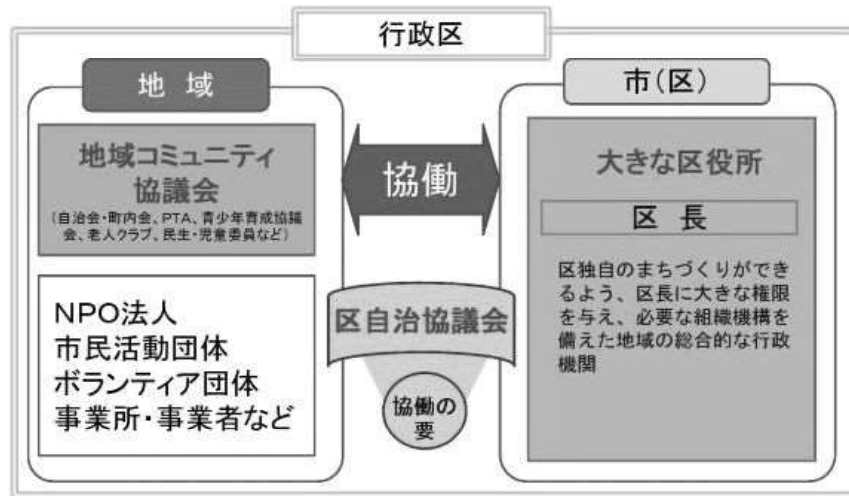
地域コミュニティ協議会の主な活動について紹介したパンフレットが完成しました。

[コミ協パンフレット（表紙と裏面）（PDF：1,963KB）](#)

[コミ協パンフレット（見開き）（PDF：1,752KB）](#)

地域コミュニティ協議会（コミ協）は、市民と市が協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心にさまざまな団体等で構成された組織です。

自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、NPO、民生・児童委員など、地域のさまざまな団体などで構成されています。



コミ協では、地域づくりについて構成団体で情報を交換・共有し、話し合っ、総合的な意思決定を行い、地域活動に反映・実践しています。また、市民の皆様と市との協働の要である「区自治協議会」には、各コミ協からも委員が選任され、地域課題について提案や協議が行われています。

地域コミュニティ協議会の結成状況

平成19年3月までに、新潟市の全域でコミ協が結成されました。

地域コミュニティ協議会の活動内容

コミ協は地域の課題解決を目的とした組織で、その活動は地域によって多岐に渡ります。



地域コミュニティ協議会(コミ協)は、市と協働して地域のまちづくりや諸課題に取り組んでいます。

自分たちの手でまちづくり それが、「コミ協」です。

参加しよう



コミ協



地域コミュニティ協議会について

地域コミュニティ協議会(コミ協)は、市と協働して地域のまちづくりやその他の諸課題に取り組んでいる組織です。

小学校区または中学校区を基本とし、自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、民生・児童委員協議会など地域のさまざまな団体で構成されています。



どんな活動をしているの？

地域福祉



高齢者世帯の訪問や見守り、地域の茶の間※、老人クラブと現役世代の交流、高齢者介護の支援、子どもの見守り、放課後児童クラブ、健康づくりなど。



※地域の茶の間…住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、助け合い、支え合う地域づくりをすすめるため、地域の皆さんが集まりやすい場所を利用して定期的に開催する地域の交流活動。

防災・防犯

自主防災組織結成、防災訓練、防犯パトロール、ハザードマップ作成、下校時のパトロール、子どもから高齢者までが安心・安全に暮らせるまちづくり活動。



教育



各種講座や教室、学校と共に行う取り組み(あいさつ運動など)、青少年健全育成や生涯学習の支援など。

環境美化



道路・河川・公園などの広域清掃活動、植栽・植樹、ごみの減量化や古紙回収などのエコ活動。



地域計画策定

将来に向けたまちづくりについて、地域住民自らが意見を出し合い、中・長期的な活動方針を定めるなど、コミ協エリアごとにプランを策定する活動。

市との協働

市との協働により、地域課題の解決を図る活動。また、協働の要である「区自治協議会」へ各コミ協から委員を選出。



地域の人たちが私たちのまちのために、いろいろな活動をしているんだね!

積極的に「コミ協」に参加して、安心して生活できるまちをつくっていきましょう!



新潟市が目指す分権型政令市の仕組み



問い合わせ先

区	担当課	担当係	電話番号
北区	地域課	地域振興係	025-387-1165
東区	地域課	地域振興係	025-250-2120
中央区	地域課	地域振興担当	025-223-7025
江南区	地域課	地域振興係	025-382-4624

区	担当課	担当係	電話番号
秋葉区	地域課	地域振興係	0250-25-5670
南区	地域課	企画・地域振興担当	025-372-6615
西区	地域課	地域振興係	025-264-7172
西蒲区	地域課	地域振興係	0256-72-8161

新潟市市民生活部 市民協働課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(市役所分館1階)
電話:025-226-1102 FAX:025-228-2219

コミ協について
もっと知りたいときは

コミ協

検索

小規模多機能自治による 住民主体のまちづくり

～雲南市の地域自主組織～

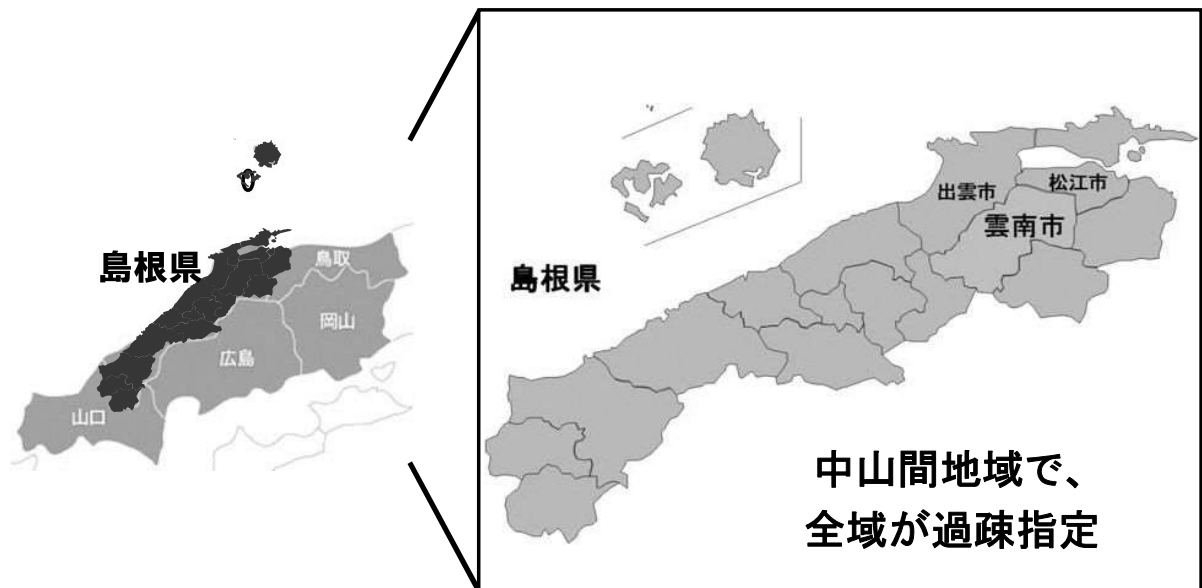
平成31年3月12日

島根県 雲南市

(政策企画部地域振興課)

雲南市の概要

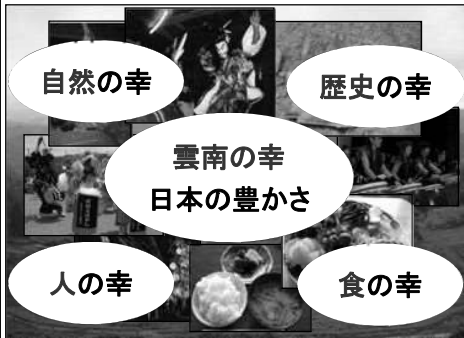
- 平成16年11月1日、6町村で合併し、「雲南市」誕生。



■ 面積	553.2km ²	(東京23区の約9割)
■ 人口	39,032人	(平成27年国勢調査)
■ 高齢化率	36.5%	(平成27年国勢調査)

雲南ブランド化プロジェクト

※通なんです。
雲南です。



- ⇒ ■ふるさととの5つの恵みを大切にした多様な豊かさ
- ⇒ ■ふるさとを知り、磨き高め、誇りに思える暮らし
 - 地域メッセージを明確にし、発信
- ⇒ ■地域の存在意義
 - 地域の誇り
 - 地域の個性・価値の発揮

雲南ブランドの確立

- 理念 = まちづくりの基本理念「生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」
- 対象 = 雲南市(雲南市をまるごとブランド化)

2

小規模多機能自治の仕組み

小規模ながらも、 = 概ね(小)学校区域
様々な機能をもった、 = 分野横断し、統合
住民自治の仕組み = 住民の参画・協働

特
徴

- 協(総)働の仕組み
 - ...市民一人ひとりの力を発揮する仕組み
 - ...自治の原点を取り戻す仕組み
 - ...参加だけでなく、参画につながる仕組み
- 自治体内分権の仕組み(全域対象)
- 人口減・少子高齢化にも対応する仕組み

3

小規模多機能自治組織の性格

<概ね小学校区の範囲>

地域の自治

(自ら考え、決定)

&

地域の運営

(実践・実行)

- 地域内のことを「自ら考え、決定し、実行」する組織。
...実行するのは、組織本体の場合もあれば、
組織内の構成団体の場合もある。
- その結果、地域主体で公共の福祉を担っており、
行政とも協働し、住みよい地域の形成を図っている。

4

全国的な導入拡大の背景

■ 合併による広域化と行政の限界

→ 地域) 行政が遠くなった...

行政) 一律公平な行政運営だけでは限界

→ 多様な主体によるまちづくりが必要

⇒ 全域での地域の主体性発揮へ

■ 人口減少と高齢化

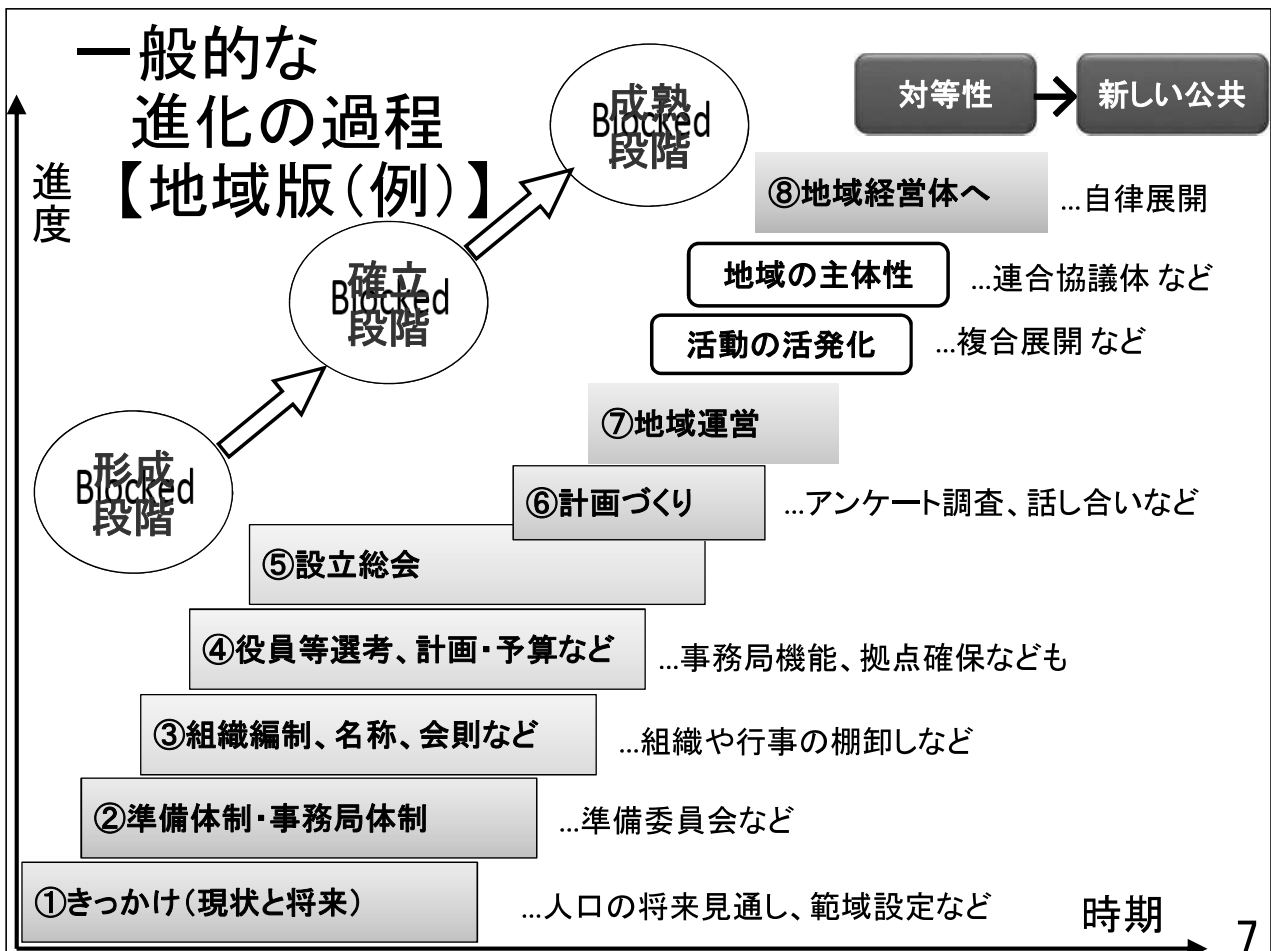
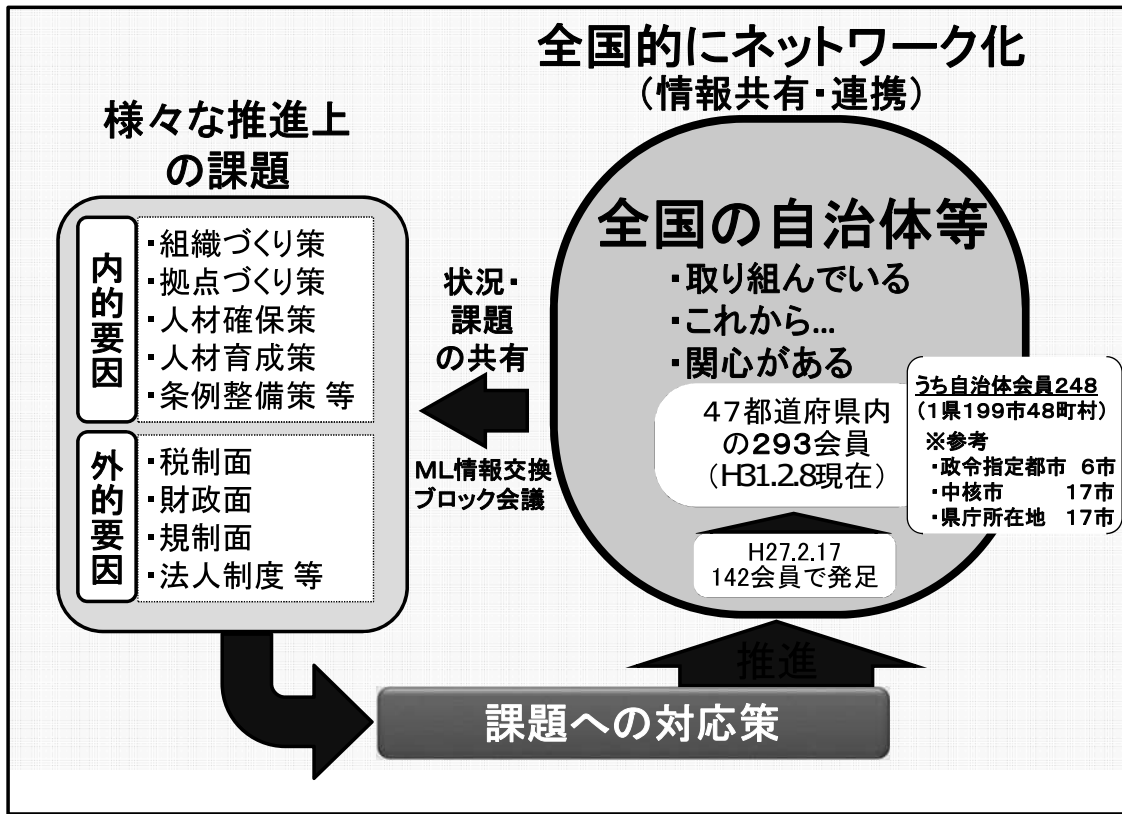
→ 人と人との絆は加速度的に減少

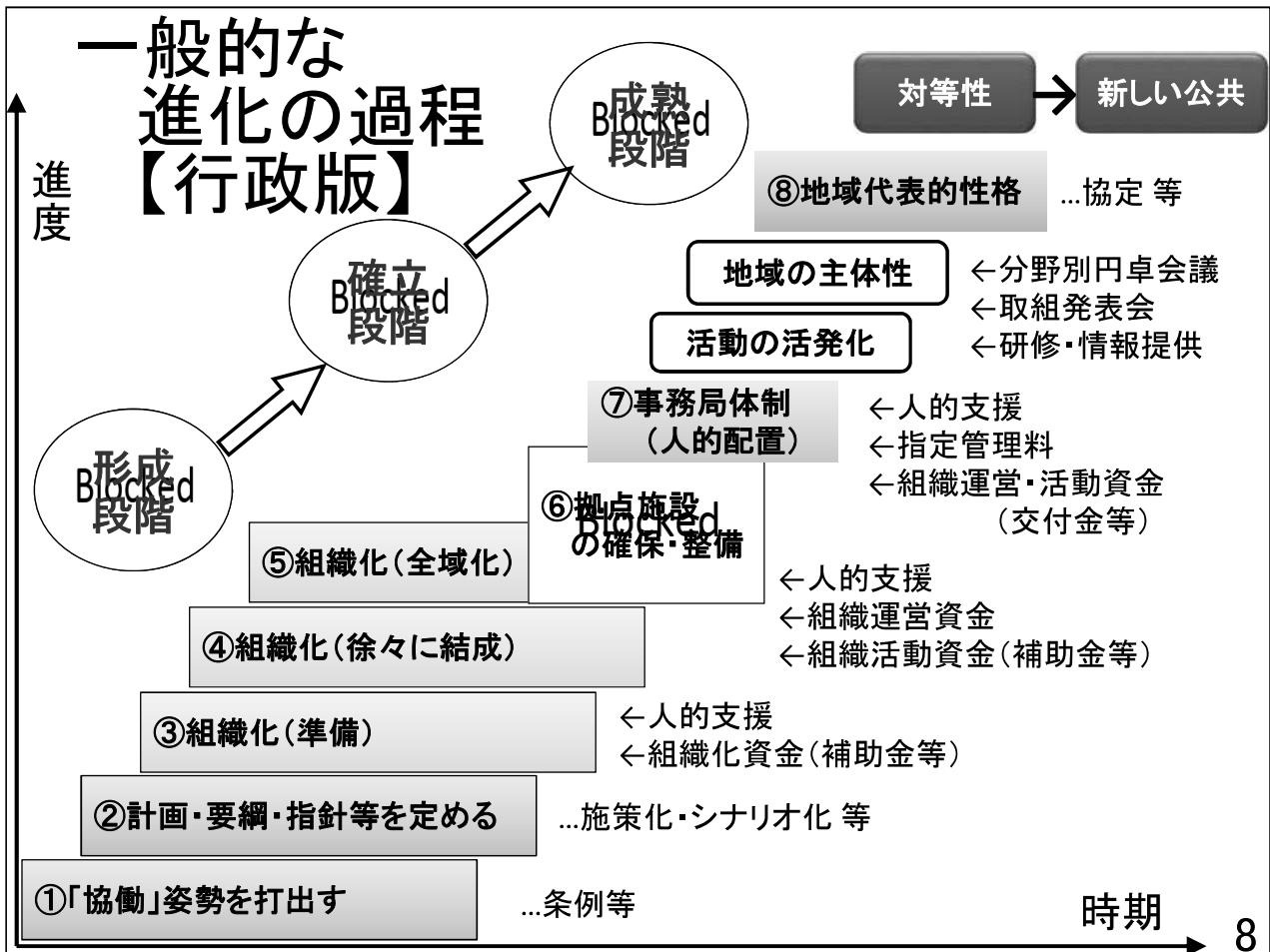
→ 負のスパイラルへ

⇒ 絆の再構築が必要

5

小規模多機能自治推進ネットワーク会議





基盤となる「協働」

～雲南市の場合～

雲南市まちづくり基本条例(平成20年11月1日施行)より

(前文 抜粋)

～中略～

「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。」

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

「協働のまちづくり」をまちづくりの
基本に据えている点が重要！

ここからどのようにして
「協働」の仕組みを整えるか...

→ 雲南市のまちづくりの基本 = 「協働のまちづくり」

そのためには ⇒ 市民が主体的に関わる必要がある。

市民が主体的に関わる = 「住民自治」

組織設立のきっかけ＜市町村合併時の場合＞

～雲南市の例～

- ◆ 集落機能を補完する新たな自治組織の確立
- ◆ 地域の主体性に基づく組織化が進むような環境づくり

地域自主組織を位置付け

H20 まちづくり基本条例施行

H19 総合計画策定

H17
～H19

H16

H15



コミュニティ・住民自治プロジェクト報告書

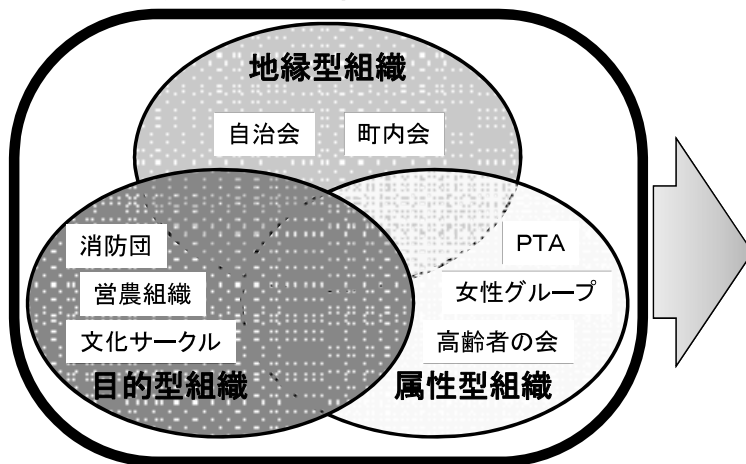


新市建設計画

H16.11
雲南市発足

市民力を地縁単位で結集

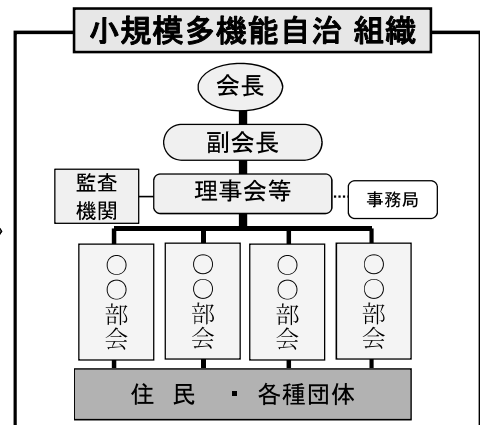
概ね小学校区域で
あらゆる団体が結集



～考え方～

“1世帯1票制”
ではなく
“1人1票制”

地域の総力を結集し、
地域課題を自ら解決！



地域の経営体

(住民自治のプラットフォーム)

(雲南市)地域自主組織一覧

町	No.	地域自主組織名	拠点施設名	人口	世帯	H28.10.31現在	
						高齢化率%	面積km ²
大東町	1	大東地区自治振興協議会	大東交流センター	3,701	1,263	32.72%	14.68
	2	春殖地区振興協議会	春殖交流センター	2,230	701	33.77%	12.01
	3	幡屋地区振興会	幡屋交流センター	1,547	467	35.36%	13.61
	4	佐世地区振興協議会	佐世交流センター	1,669	499	37.15%	14.72
	5	阿用地区振興協議会	阿用交流センター	1,194	391	35.01%	11.68
	6	久野地区振興会	久野交流センター	577	209	43.50%	28.41
	7	海潮地区振興会	海潮交流センター	1,678	537	40.82%	38.36
	8	塩田地区振興会	塩田交流センター	148	63	52.70%	18.76
加茂町	9	加茂まちづくり協議会	加茂交流センター	6,028	1,924	33.18%	30.91
木次町	10	八日市地域づくりの会	八日市交流センター	906	400	40.95%	1.09
	11	三新塔あきば協議会	三新塔交流センター	1,039	381	41.10%	1.20
	12	新市いきいき会	新市交流センター	551	185	37.75%	0.85
	13	下熊谷ふれあい会	下熊谷交流センター	1,072	410	25.65%	2.57
	14	斐伊地域づくり協議会	斐伊交流センター	2,159	710	25.85%	5.48
	15	地域自主組織 日登の郷	日登交流センター	1,548	482	38.05%	20.77
	16	西日登振興会	西日登交流センター	1,097	339	40.11%	13.15
三刀屋町	17	温泉地区地域自主組織 ダム湖の郷	温泉交流センター	475	172	49.26%	18.96
	18	三刀屋地区まちづくり協議会	三刀屋交流センター	2,560	967	29.73%	4.95
	19	一宮自主連合会	一宮交流センター	1,961	632	34.06%	16.91
	20	雲見の里いし	飯石交流センター	774	261	40.96%	13.48
	21	運動と安らぎの里づくり鍋山	鍋山交流センター	1,404	450	38.89%	23.84
吉田町	22	中野の里づくり委員会	中野交流センター	534	207	43.07%	23.50
	23	吉田地区振興協議会	吉田交流センター	1,017	390	45.23%	58.05
	24	民谷地区振興協議会	民谷交流センター	169	54	44.97%	15.00
掛合町	25	田井地区振興協議会	田井交流センター	605	206	39.83%	40.93
	26	掛合自治振興会	掛合交流センター	1,471	541	35.01%	20.61
	27	多根の郷	多根交流センター	470	160	44.26%	12.70
	28	松笠振興協議会	松笠交流センター	347	107	40.35%	18.82
	29	波多コミュニティ協議会	波多交流センター	323	147	50.46%	29.28
	30	入間コミュニティ協議会	入間交流センター	265	114	49.43%	28.09
計				39,519	13,369	35.73%	553.37

・H19年度に市内全域で結成完了
・住民発意により発足

■地域自主組織数=30組織
■拠点数=30交流センター

※H19.9.30

市内最後の地域自主組織が発足。
(当時44組織目)

※H22.4.1、掛合地区で3つのコミュニティが1つに統合。
(市全域で42組織に)

※民谷分校の閉校を契機に、
H26.1.21、民谷地区振興協議会が吉田地区から分離独立。
(当時43組織目)

※加茂町では14組織を一本化し、
H27.3.8、加茂まちづくり協議会が発足。(市全域で30組織に)

(雲南市) 地域自主組織

■面積規模

0.85~73km²程度
(平均約18.45km²)

■人口密度

10~925人/km²程度
(平均193人/km²)



■人口規模

200人弱~6000人程度
(平均約1350人)

■世帯数

60弱~1900世帯程度
(平均約440世帯)

小規模多機能自治組織と自治会等の違い

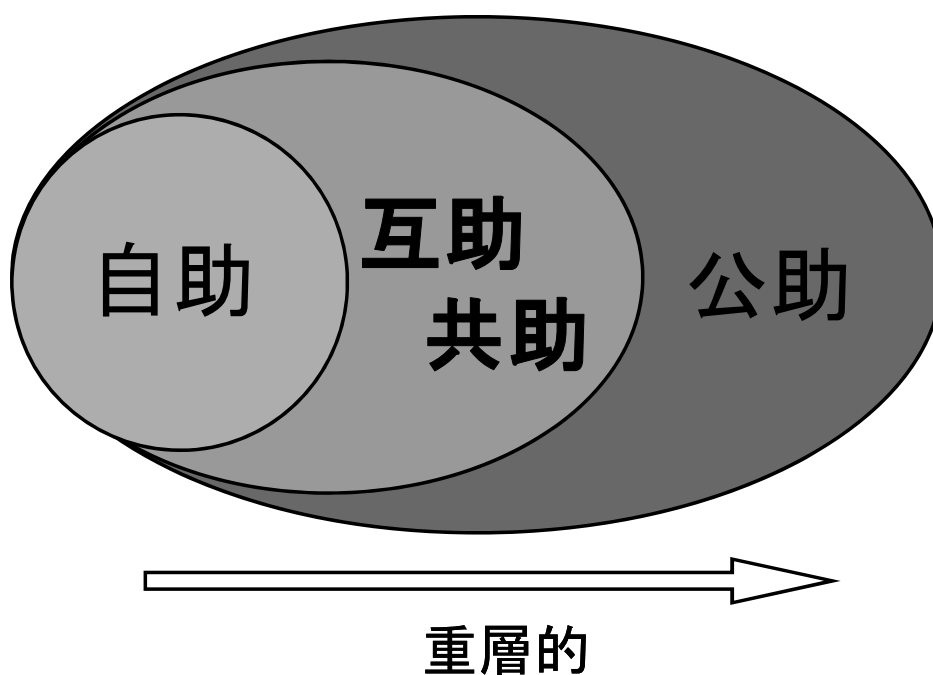
小規模多機能自治組織		自治会・町内会・区
・より広域的な区域	↔	・自治会等の区域
・一人一人が中心(総合力)	↔	・世帯主が中心
・行事よりも活動が多い (課題解決志向)	↔	・活動よりも慣習的行事が多い
・スケールメリットを発揮できる	↔	・より身近なので、まとまりやすい
・常勤スタッフ体制がある	↔	・常勤スタッフ体制はない

【まとめ】

- ・どっちが大事か、ということではなく、どちらも大事。
- ・基本的に、自治会等はその区域内、小規模多機能自治組織はその区域内での活動が基本となり、一般的優先度は補完性の原則による。

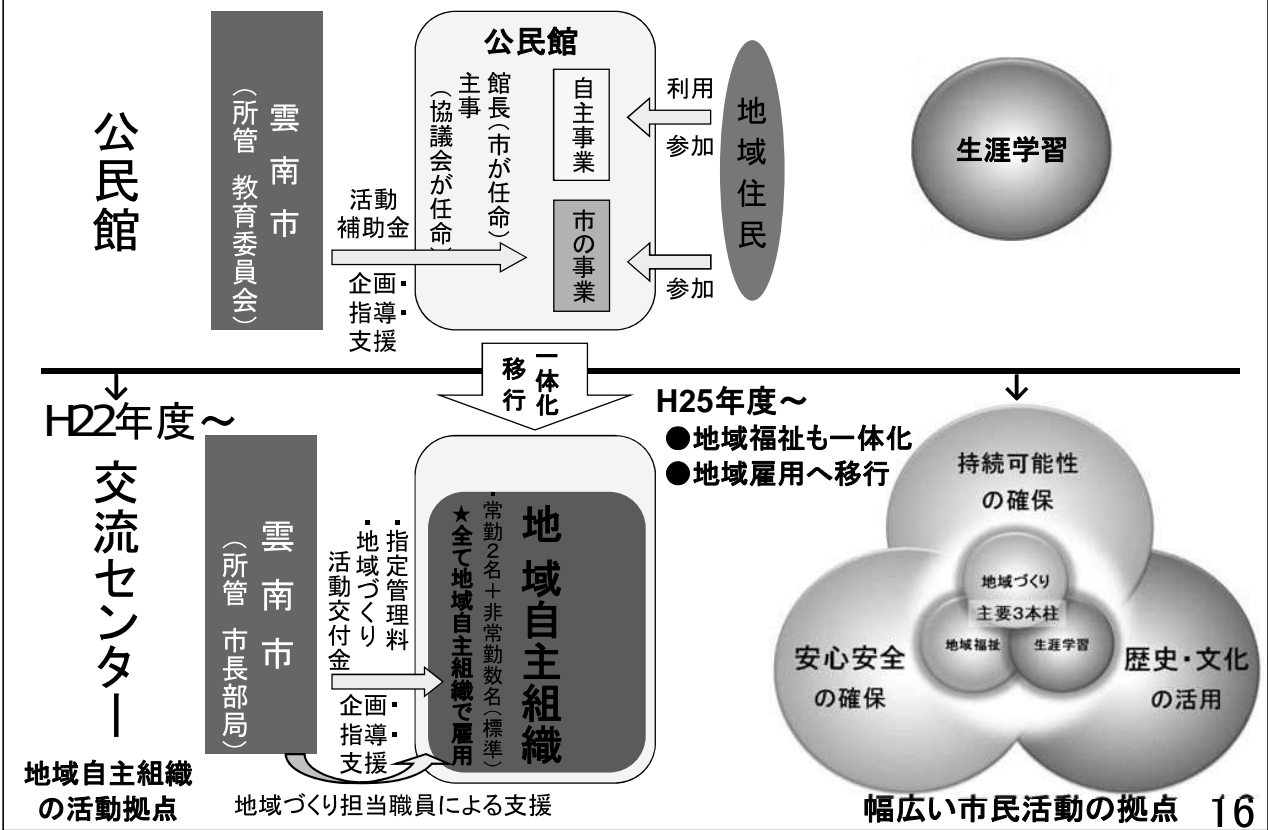
14

補完性の原則に基づく優先度



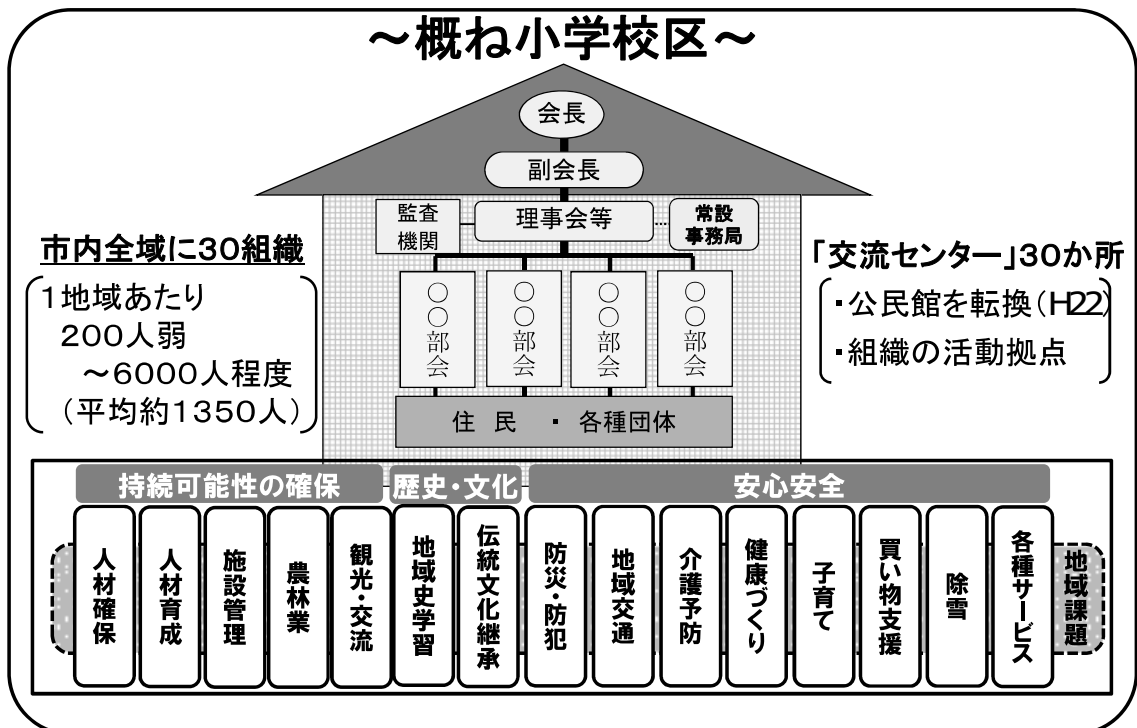
15

活動拠点の整備(雲南市の場合)



組織 & 拠点施設 & 常設事務局

～雲南市の場合～
～概ね小学校区～



地域課題を、住民自らが、事業化して解決！

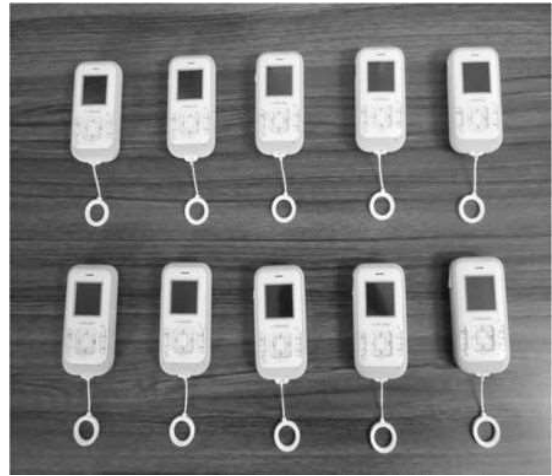
(事例) 安心生活見守り事業

【躍動と安らぎの里づくり鍋山】

「まめなか君の水道検針」 「守る君のまかせて支援事業」



市水道局との委託契約で
検針機会を利用し、
毎月、全世帯を訪問、声かけ。



24時間体制で
要援護者の見守りと
SOSを受信

18

(事例) 買い物支援・地域内交通

【波多コミュニティ協議会】

波多交流センター



- ・区内唯一の小売店の撤退を受け、
交流センター内に、「店舗」開設。
- ・全日本食品(株)と連携し、豊富な品揃え。
- ・拠点を活かし、地域自主組織が運営
- ・サロン機能もあり、買い物客は無料送

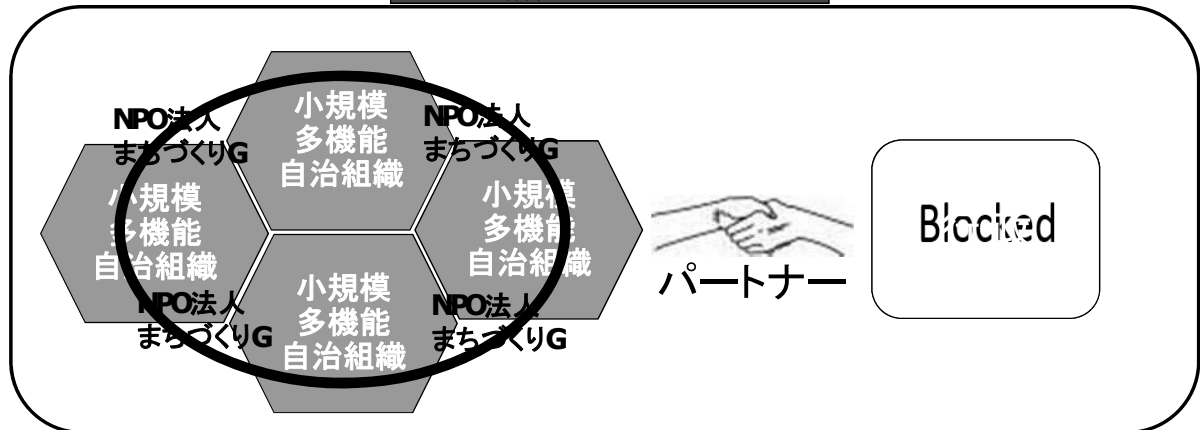


19

市民と行政が 垂直的關係から水平關係に (統制的) (協働)

まちづくりの基本理念(まち全体の共通目標)

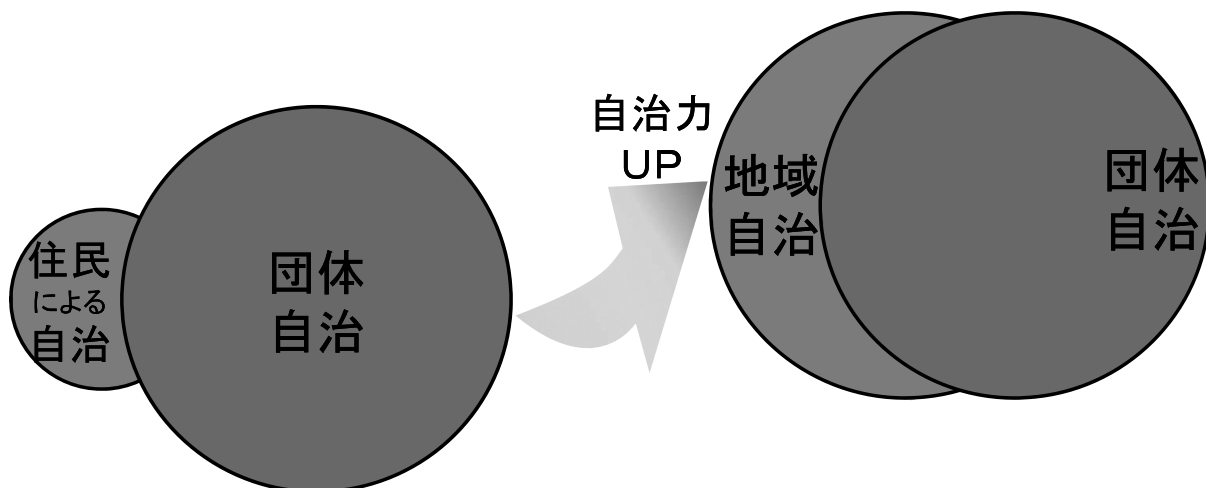
協働のまちづくり



- 住民自治の中核 = 小規模多機能自治組織
- NPO法人・まちづくりG = 自治を補完

意識改革
(住民はまちづくりのパートナー)

住民自治の進展による自治力の向上



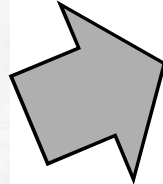
- “我がまち”の意識から、“我が地域”の意識へ
(団体自治への依存) (地域自治前提の団体自治)
- 団体自治中心の自治から、相互補完型の自治へ

“輝く地域”が“まち全体の輝きに”！

光り輝くダイヤモンドに！
(まち全体の輝き)



ダイヤモンドの原石



それぞれの地域が輝き...
(特色ある地域の集合体)

22

(雲南市ブランドメッセージ)

幸運なんです。
雲南です。

わたしたちの雲南市には
実にさまざまな幸があふれています。

美しい日本の原風景、自然の幸。

神話に彩られた史跡や文化遺産...歴史の幸。

毎日が新鮮、たわわな食の幸。

そして親(ちか)しく交わされる笑顔、人の幸。

変化が求められる時代に、

これだけの幸に恵まれた幸運に感謝して

このまちに生まれ、育ち、暮らすことに誇りを持ちたい。

幸運なんです。雲南です。